

「大分県物品等電子入札システム」について

■目的と概要

大分県物品等電子入札システムは、紙による入札執行時の手続ミスの防止や事業者の参加機会の拡大、発注者及び受注者双方の事務負担の軽減等を目的として、現在、紙で行われている一般競争入札、指名競争入札及び随意契約にかかる指名通知、仕様書の確認、入札書または見積書の提出、結果の確認等の一連の手続をインターネットを介して電子的に行うものです。

このシステムを利用するには、利用者IDとパスワード、メールアドレスが必要です。

【注意】・公共工事で使用される「大分県共同利用型電子入札システム」とは、別のシステムです。建設工事及び建設コンサルタント等委託業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約は、これまでどおり「大分県共同利用型電子入札システム」で行われます。
・用度管財課が物品調達で使用していた「大分県電子見積合せシステム」は、「大分県物品等電子入札システム」に引き継がれました。

■導入所属

知事部局及び各種委員会(人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び議会事務局)で導入します。 ※今回は、警察本部と教育委員会へは、導入しません。

■適用範囲

物品の調達、借り受け又は役務の調達にかかる入札、随意契約案件全般をこのシステムの利用対象とします。ただし、随意契約で見積合わせを行わず、1者と契約を行う場合は、システムの対象としません。

■運用開始時期

平成30年2月1日より、全導入対象所属で運用を開始します。

■利用方法(ログイン)

「大分県物品等電子入札システム」は、大分県のホームページからのログインとなります。県のホームページから用度管財課のページに進むと「大分県物品等電子入札システム」へのログイン画面を開くことができます。ここで利用者IDとパスワードを入力するとシステムが利用出来るようになります。

■利用者IDと初期パスワード

利用者IDと初期パスワードは、「大分県物品等電子入札システム利用申請書」を用度管財課に提出し、交付を受けてください。申請方法は、大分県のホームページから用度管財課のページで確認してください。

ただし、以下の事業者様は既にIDとパスワードが登録されています。IDとパスワードがわからない場合は、「大分県物品等電子入札システムID・パスワード再交付申請書」を用度管財課に提出してください。

【ID・パスワード登録済事業者】

1. 平成30年1月1日現在、大分県の発注する以下の業務に関する入札参加資格のある事業者

- (1)物品等の製造の請負及び買入れ等
- (2)県庁舎等維持管理業務
- (3)情報システム開発の業務

2. これまでに用度管財課が物品を調達する際に使用していた「大分県電子見積合せシステム」を利用したことのある事業者(IDとパスワードは、そのまま利用出来ます。)

■メールアドレス

メールアドレスは、大分県物品等電子入札システムにログインしてから、ご自身で登録してください。

■システム操作

ホームページに操作マニュアルを掲載しています。